

サポートのご紹介

脳卒中・心臓病になった患者さんやそのご家族にとって、病気のことを受け入れ、これから先の生活を考えるにあたり、不安・心配は尽きないことと思います。患者さん・ご家族が安心して日常生活を送ることができるよう、受けることができるサポートをご紹介します。

介護保険

介護保険は市町村が運営し、40歳以上の方が加入します。みなさんの暮らしを地域ぐるみで支える制度です。

●申請対象者

第1号被保険者	65歳以上の方
第2号被保険者	40歳から64歳以下で住民票のある市町村に住む医療保険加入者 ※介護保険を利用できる疾病は指定された16疾病のみです(脳血管疾患など)

●申請の流れ



要介護	日常生活において誰かの介護が必要	要介護 5	↑ 重い
		要介護 4	
		要介護 3	
		要介護 2	
		要介護 1	
要支援	日常生活において多少の支援が必要	要支援 2	↓ 軽い
		要支援 1	
		要支援 1	

介護認定審査会で判定された結果が、介護保険証と一緒に届きます。認定が認められた場合、**要支援1・2、要介護1～5のいずれかの要介護度**となります。

※介護保険証交付までには約1か月～2か月かかります。

●利用できるサービス

自宅を訪問してもらう 訪問介護 訪問リハビリ 訪問看護 など	施設にかよう 通所介護 通所リハビリ など	施設に泊まる 短期入所生活介護 短期入所療養介護 など
施設でくらす 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 など	生活を ととのえる 福祉用具貸与・購入 居宅介護住宅改修	生活を 相談する 介護サービス利用相談 ケアプラン作成 (無料です)

身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体の機能に一定以上の障害があると認められた方が申請できます。(脳卒中後に障害が残った方、心臓病の治療をした方など、申請できる可能性があるのでご相談ください)

●申請の流れ



●利用できるサービス

身体障害者手帳があると、日常生活用具(介護ベッドやマット、杖など)の給付といったサービスを利用することができます。また**医療費の助成**や、所得税・住民税の控除などの支援を受けることができますが、支援内容は各市区町村や障害の等級によって異なります。また、身体障害者手帳の提示によって、公共交通機関や商業施設、駐車場等の民間サービスでも割引などを受けられる場合があります。



高額療養費制度

病気の治療で入院期間が長くなったり、リハビリ転院で更に入院が必要となるなど、入院生活が長期になると医療費の負担額は高額となってしまいます。その場合、**高額療養費制度**の利用が可能です。高額療養費とは、同一月(1日から月末まで)にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、自己負担限度額である一定の額を超えた分が、あとから払い戻される制度です。

また、医療費が高額となるのが事前にわかっている場合には、「**限度額適用認定証**」を提示します。限度額適用認定証を病院や薬局で提示すると、入院や外来通院、お薬代で医療費が高額になる場合、支払い上限額を一定の金額でストップすることができます。自己負担額は、年齢や所得によって異なりますので、確認が必要です。



指定難病助成制度

厚生労働省が「難病」と指定している病気の治療や投薬に関して、医療費の自己負担を軽減する制度です。1か月当たりの医療費負担が、所得に応じた自己負担限度額の範囲内に抑えられます。制度利用には、難病申請が必要になりますので、まずはご相談ください。

就労について

身体障害者手帳の交付を受けている方においては、障害者雇用枠等を取り入れている企業へのエントリーが可能です。ハローワークにて相談をおこなうことができます。また、「治療」と「仕事」の両立を目指し、患者さん・ご家族と職場を繋ぐ『**両立支援制度**』もあります。疾病や障害などにより様々な専門の相談先があります。